

GMP製品マーク表示製品の 営業販売活動に関する倫理綱領

平成25年6月1日
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長 下田智久

公益財団法人日本健康・栄養食品協会（以下、当協会という）は、当協会から製品へのGMPマーク表示承認を受けた事業者が、GMPマーク表示製品（以下、当該製品という。）について健全な常識に基づいて公正な秩序の維持を目的として営業販売活動を行い、消費者等の利益と信頼の確保を希求し、遵守すべき「倫理綱領」を下記のとおり定める。

記

第1：(理念)

事業者は、消費者の健康の保持・増進に貢献しようとする共通の理念のもとに、当協会の認定事業に関わる製品の販売等にあたり、消費者保護の意識をもって営業販売活動を行う。

第2：(遵守義務)

事業者は、当該製品に関わる関連法令等を遵守しなければならない。

第3：(指導・教育)

事業者は、営業販売活動に関する適切な教育制度を設ける等、営業販売員への指導・教育の徹底化をはかり、その資質の向上に努める。

第4：(消費者保護)

事業者は、営業販売活動において消費者に対し、関連法規に則り、製品の内容、取引の条件等につき、正確な情報を提供しなければならない。

第5：(禁止事項)

事業者は、営業販売活動において次の行為を行ってはならない。

- 1) 消費者の不利益をまねき、又は、まねく恐れのある行為
- 2) 同業他社又はその製品を中傷、誹謗する言動等
- 3) 医療行為、詐欺的手段を講ずる等の不当な行為
- 4) 当協会が承認したマークに対する信用・権威の失墜あるいは不信感をまねく行為

5) その他前各号に準ずる行為

第6：(苦情処理)

事業者は、消費者等の苦情に対する適正な処理体制を確立し、苦情が発生した場合は適切かつ迅速な対応を行うものとする。

第7：(違反等への対処)

事業者が、当綱領に違反し、当協会及び当協会が関わる食品業界の信用失墜、名誉棄損をもたらすような行為を行なった場合には、当協会理事長がその対処を決める。なお、違反行為が当該製品の事業者が委託した販売者によるものでも、事業者はその責務を負う。

以上

